

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋放射線モニタの設置場所変更）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年10月14日 10時00分～11時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、秋本管理官補佐、
上田審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他5名

東海第二発電所 保守室 機械Gr マネージャー※、他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】
- （2）東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料（改10）
- （3）東海第二発電所 設計及び工事の計画の変更 審査会合における指摘事項の回答（令和4年10月12日提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁のウエダですそれでは時間になりましたので本日のヒアリングを始めたいと思います。本日は、東海第2発電所の設計及び工事計画の変更認可申請についてです。
0:00:13	それでは事業者から説明をお願いします。
0:00:16	現在の小林です。今日は、コメントをいただいたものの回答がメインで考えております。
0:00:25	その前に審査会合資料の案を昨日ですねお送りしたんですが、それについてこの場で再度ご説明した方がよろしいのでしょうか。
0:00:37	特によろしいですか。
0:00:40	そうしましたらコメントリストに基づいて修正箇所の資料をご説明させていただきます。
0:00:53	日本原子力発電の高林でございます。それではですね、提出者資料、あとコメントリスト2沿ってですね、ご回答の方をさせていただきたいと思います。
0:01:06	本日、コメントリストということで、
0:01:13	全部で
0:01:15	5分の5ページまでございます。
0:01:18	まず一つ目のコメントの回答になりますが、5分の3ページ、
0:01:24	コメントNo. 21になります。
0:01:27	9月14日のヒアリングでいただいたコメントになりますが、補足説明資料を補足の1、
0:01:34	こちら、技術基準適合性を確認した書類となりますけれどもそのうちの12条、溢水関係についてですね、溢水の原因には消火水、想定破損地震の3点があり、モニターの設置位置、
0:01:48	24メートルに対していずれも問題ないということに記載することということでコメントをいただいております。それに対する回答といたしまして、
0:02:00	今回提出いたしました資料、右下の通しの番号で24ページになります。
0:02:08	こちら、当該第12条を、
0:02:12	溢水等による損傷の防止と、この確認結果まとめ、になりますけれども、二つ目のポツですね、こちらの記載を充実するという形で回答とさせていただきます。
0:02:27	と考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	読ませていただきますが、椅子防護対象設備に関するイスイ評価及び防護設計並びにその他の溢水防護設計に関わる基本設計に変更がなく、
0:02:39	この後ですね、放射線モニターの移設先となる、水防護区画における水量の評価は、移設前の区画での評価と同じであり、想定破損の対象となる配管。
0:02:50	地震起因による破損を想定する機器はなく、消火水の放水による、水量も同じあることを
0:02:59	移設前の箇所と同じであるということを記載しております。
0:03:04	並びに、
0:03:07	放射線モニターの移設先での配置についても、設置床高さE L22メートルに対して溢水防護上配慮が必要な高さE L24メートル以上。
0:03:18	これを満足する高さに設置する計画であり、既認可における設計と同様の位置であることから、技術基準の適合性に影響を与えないと、こういった記載に、見直しをさせていただいております。
0:03:33	21番のコメントに付随しまして、あわせまして、
0:03:40	コメントリスト5分の4ページの26番、
0:03:43	溢水の指摘に関連して被水影響、蒸気影響がないことも確認することというコメントも併せていただいております。で、このコメントに対してですね、
0:03:55	今、先にご説明いたしました文章の次にですね、なお書きで記載を追加しております。
0:04:03	なお、放射線モニターの移設先において、被水影響を考慮すべき溢水減及び漏えい蒸気影響を考慮すべき、漏えい蒸気の発生元がなく、評価対象外となることを確認した。
0:04:16	という記載を、を追加してございます。
0:04:22	ですねその前段ですね、この表、
0:04:26	技術基準適合性の確認においてはですね、通しの18ページから、一つのグループになっているんですけども、
0:04:36	適合性の確認範囲ということで1ポツ、大きい1ポツ、その確認範囲に対して、その確認結果を、
0:04:45	右下21ページですね、確認結果ということで、記載をしてございます。先に3ポツまとめの方でご説明差し上げましたが、
0:04:56	そこに対する、確認結果ですね同道路、同じ確認結果もこちらのな内容、記載を充実するという記載の整合もあわせて、
0:05:07	行っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:10	コメントNo. 21、26、に対する回答は以上となります。
0:05:17	続いて、
0:05:18	コメントリストのナンバー24
0:05:22	になります。
0:05:23	5分の4ページになります。
0:05:27	こちら、ではですね補足の1、P4から15ということで
0:05:33	確認要否の表のところを指しておられますけれども、
0:05:39	継続性系統施設、放射線管理施設の40条、原子炉格納施設、
0:05:44	こちらの要否判断はバツとなっておりますが、設置許可の基準適合性資料、
0:05:51	こちらの補足4についている資料になってございます。そちらで32条、こちら原子炉格納施設となりますが、そちらでは確認要員が用となっているということで、差異が、
0:06:01	生じているということで、そのご説明を求められたものとなっております。回答としましては、コメントリストの記載を五霞ご覧いただきたいんですけども、
0:06:13	補足の1、こちらについては、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターのうち、検出器が該当する条文を抽出し、適合性を確認しております。
0:06:24	それに対して補足の別添資料1、設置許可基準の各条文への適合性確認、こちらについてはですね、補足の4、こちら
0:06:35	関係のダクトを隔離弁の改造そちらの内容の資料となっております、こちらでは、放射線モニターの改造のみではなく、
0:06:46	放射線モニターの改造の要因と、
0:06:50	繋がっている工事である、原子炉棟換気系隔離弁、ダクトの撤去及びダクト追設、こちらを含めた改造工事全体における、基準適合性を確認している。
0:07:01	いうことになってございまして0としております。
0:07:05	次のパラグラフですけれども、技術基準規則第40、第40条、こちらにおける要求に、要求は、原子炉格納容器のバウンダリを維持し、非常用ガス処理系により、
0:07:19	環境に放出される放射性物質の濃度を低減すること、こちらを求めているものでございまして、
0:07:26	今回の申請範囲改造範囲である、放射線モニター検出器、こちらについては、適合性確認対象の条文とならないという整理としてございまして差異が生じている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:38	ということになってございます。
0:07:41	コメント、20、コメントNo. 24に対する回答については以上となります。
0:07:49	続いてですね、
0:07:54	コメントナンバーの25番。
0:07:57	ということで、
0:07:59	変更認可申請であるため、変更する本文事項に対して、許認可の関連する部分。
0:08:05	変更がないことが確認されている、必要があるので再確認を行うことと。
0:08:10	ということでいただいております。これと類するもので、ですね。
0:08:16	コメントリストの27番。
0:08:19	補足の1、こちらについて、
0:08:24	記載の変更があればその示し方ということを検討することということで
0:08:29	類のコメントをいただいております。回答についてはですね、コメントNo. 27の解答欄の方をご覧いただきたいんですけども、
0:08:40	これまでの審査を踏まえ原子炉建屋換気系ダクト、放射線モニターの改造における、
0:08:47	技術技術基準規則の該当条文として、適用可否を再度整理しました。
0:08:55	でその結果として
0:08:58	5ページですね、本質の資料で、
0:09:08	ですね右下
0:09:13	6ページ。
0:09:15	になります。
0:09:17	こちらに、計測制御系統施設、また2(1)継続性系統施設、こちらに対する技術基準規則、こちらの該当ということで、このうちの第5条、
0:09:28	地震による損傷の防止、こちらについて
0:09:32	先日まで、
0:09:34	今回提出する資料の、以前のものでは三角としておりましたが、今回、バツと整理Eが変更となっております。
0:09:43	その理由ですけれども、この右下6ページの第五条のところに理由として記載をさせていただいておりますが、
0:09:51	今回の改造範囲である当該放射線モニターは、継続線形等施設の分類ではなく、放射線管理施設に該当するというので、
0:10:02	この後ですね、(2)、放射線管理施設、そちらでの方、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:08	技術基準、適合性の表の方で、確認結果を記載すると、そちらでのみ記載するという形に
0:10:19	整理をしております。
0:10:21	今申しました(2)の放射線管理施設、そちらの五条については、右下の通しページ12ページ。
0:10:28	になってございます。
0:10:30	こちらの記載の内容については以前から修正変更等はございません。
0:10:41	以上が25、27の回答となります。
0:10:48	続いてですね、コメントナンバーの28。
0:10:53	補足説明資料補足の5に関わるコメントでございます。
0:10:59	まず、内部溢水の防護高さを示す資料に、正しい記載22メートルをしているのであれば、そちらについても、資料中にエビデンスとして添付することと、
0:11:09	ということでコメントをいただいております。
0:11:12	そちらについては、
0:11:15	本日提出資料の
0:11:23	右下、159ページ。
0:11:27	になります。
0:11:32	先日コメントをいただいたのがその前のページである、通し158ページのところに対して、のところだったんですけども、今回この159ページを追加してございます。
0:11:44	で、22メートルと正しい数値が記載されている。
0:11:49	申請書類ということで、
0:11:52	まず一つ、上段に要目表の写しを
0:11:56	掲載してございます。
0:11:58	こちら、原子炉建屋放射能小の信号の種類、信号となってまして。
0:12:04	その検出器となる、今回の大洲改造対象となります。検出器の位置ですけども、こちらは2018年10月の認可の時点で、
0:12:17	E L 22メートルと正しい記載をしているというところでございます。
0:12:23	それとあわせてですね、その下に添付書類の方、
0:12:27	内部取水に関する資料のうち、防護すべき設備の設定と、こちらにも同様の記載がありまして、そちらを抜粋して掲載してございます。
0:12:39	今回の対象であります、放射線モニター検出器、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:43	こちらについてイスイ防護区画、CS3-2ということで、設置高さEL22メートルと、こういった形で正しい記載をされているというものがございます。
0:12:56	ということで今回資料として追加させていただいております。
0:13:03	本コメントのをさ、この28図にしまして続いてコメントリストの29番、
0:13:11	こちらで、設置床高さの記載が正しい要目表と耐震計算書についても添付することと、
0:13:19	ということで
0:13:23	ですね、こちら、こちらもあわせて以上で回答ということにさせていただきたいと考えております。
0:13:33	えっとですね次のコメントの回答に移ります。
0:13:37	31番になります。
0:13:40	補足説明資料、補足の2、こちらの表1の中になりまして、放射線管理施設では整理し、計測線系統施設では整理をしないのであれば、
0:13:51	計測制御系統施設側に注釈を記載し、整理した放射線管理施設側にリンクすることということで、こちらの耐震評価2、耐震性に関する説明書ということで、
0:14:02	コメントをいただいております。
0:14:05	今回の提出資料を、のうちですね、
0:14:16	通しページが、右下147から始まるようになってございます。
0:14:31	該当ページがですね。
0:14:34	150ページ。
0:14:36	になります。
0:14:39	通し150ページ、こちらの方ですね、
0:14:44	上から2段目のところ別表第2、計測制御系統施設ということで計測軽減衛生系統施設に関する
0:14:53	説明書ということで、こちら、耐震性に関する説明書バツということにさせていただきます。このバツという、要否の判断につきましては前回と同様でございますが、
0:15:05	理由欄の方を修正してさせていただきます。
0:15:08	今回の改造範囲である、原子炉建屋関係、ダクト放射線モニターは、計測制御を系統施設には該当せず、放射線管理施設のうち、放射線管理用計測装置に該当するため、
0:15:21	放射線管理施設側で整理するというので記載をさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:26	で、それに対してですね、
0:15:30	放射線管理施設側の該当ページが、右下 152 ページになります。
0:15:37	こちら、一番上の欄に、耐震性に関する説明書ということで記載をさせていただきます。
0:15:46	基本的にはこちらでの中身は
0:15:50	添付の要否の 0 というところは
0:15:54	変更してございませんが、理由のほうを記載を充実すふうを図っております、理由のところ、本工事において検出器の配置を変更するため添付する。
0:16:05	このなおなお書きのところですね、記載を詳しく書かせていただきました。
0:16:11	据付場所及び、床面高さのうち、床面高さの記載を適正化するが、耐震計算書上の基準床レベル及び
0:16:20	床応答加速度の適用に変更はないため、既工事計画における評価に変更はないということで、
0:16:27	前はただ変更ないということで書いてございましたが、その理由についても、
0:16:33	併せ記載を充実化させていただいたというところに変更修正をかけさせていただいております。
0:16:43	以上、本日ご用意しております、コメントの回答となります。以上でございます。
0:16:49	規制庁ウエダです。ありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思います。規制庁側から何かありますでしょうか。
0:17:00	規制庁の片桐須藤の、今回のコメントの 25 とカー、7 の辺りに関わるんですけれども、
0:17:11	適用条文の整理についてちょっと確認させていただきたいんですけど。
0:17:16	通しの 6 カラー等、
0:17:21	17 ページまで○×三角で整理されているんですけど、
0:17:28	ここ三角と丸のつけ方の考え方について説明をお願いします。
0:17:41	はい。日本原燃の高林でございます。こちら丸と三角の違いですけれども、まずですね、この表を整理、補足 1 の中のこの表を整理する上で、まず、
0:17:57	この判断の段階としましては、
0:18:00	まず、技術基準の各条文ごと、すべて

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:07	読み出すというかですね、今回の工事の内容とを照らしてどう、土井どの条文が関わる、関連するか。
0:18:18	適用を受けるかというところをまず、全条文を見てまずそこでマルとバツというところを判断してございます。で、その関連性のある丸となったもののうちですね、
0:18:31	さらに深く
0:18:33	工事の対象となる設備に対して、また工事の内容について、さらに、もう一度、
0:18:41	その間、関連性というかですね適合、変更があるかないか、記載のこれまでの従来の
0:18:51	認可を受けている内容に対して、変更があるやなしやというところを確認してございまして、そのうち、変更する必要があると。
0:19:02	いうものに対して、0ということにして、この
0:19:07	市申請審査において確認をいただくと。
0:19:12	改めて確認をいただくと、そういった位置付けで
0:19:15	丸と三角で三角については、従来の
0:19:19	認可を受けているものから、記載に変更がないと。
0:19:23	な内容に変更がないことを確認したという位置付けで、そういったやり方で整理をしているという内容になってございます。今回については、
0:19:34	内部配置が変わるということで、内部室に関する資料の一部が変更になると、あとは防護、通常の区画、
0:19:45	はい。区画の変更になるということで、溢水に対して0ということでも他の関連する条文に対して三角という仕分けにしてございます。以上です。
0:19:57	規制庁の方ですけど、今基本的には関係ある対象情報にすべて抽出した上で、記載に変更がないものを三角というご説明があったと思うんですけども、
0:20:10	これがちょうど以前からこちらから申してるように変更申請なので基本的に関係ある条文については、
0:20:18	一旦マルとして抽出した上で、もうよほど、これは自明で説明も要らないよねっていうものが三角になるんだと考えてます。
0:20:29	で、例えば5、5条の地震のところですね12ページにつきまして、今三角ってなってるんですけども、これって多分

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:39	小沼同じエレベーションのフロアで同じ高さで移設して、評価条件はもう、それよりさらに保守的にやってるので、結果として説明は要らないよっていう話だと思うんですけど。
0:20:52	そうじゃなくて基本的に確認する条文として抽出した上で、こうこうこういうふうに移設するから、適合性に影響がないっていうふうな説明になるんだと思いますけれども、
0:21:07	ちょっとその辺についてはいかがでしょうか。
0:21:12	原電の高林でございますと、今おっしゃられた内容の手話、理解して、して、しました。
0:21:23	そうしますと、あと
0:21:28	今回はあくまで、実際その
0:21:32	場所が変わって、
0:21:35	とですねすみません、当節その子工事の内容の説明として補足の5の方で、実際にどういった工事の内容で、それが耐震性というところに対して、
0:21:47	評価に影響ないということは、これまでご説明させていただいてる内容かと考えてございます。で、ですね。
0:21:56	その中で、説明しているの、説明していて、結局記載の適正化
0:22:04	設置床の高さについて、工期というか記載違いが
0:22:10	現在お出ししている書類にあったということでその修正を兼ねて、変更というものにはなるんですけども、実際の評価としては、変更はないということで、
0:22:23	当社のスタンスとしては申請のスタンスとしては、ここで三角扱いということでさせていただいております。
0:22:33	ですね、今のコメントを、
0:22:37	受けますと、この理由のところにそのあたりの評価に変更がないというところをもう少し充実するとかそういった形で、
0:22:45	記載をするということも考えたいと思いますが、いかがでしょうか。
0:22:49	規制庁の片寄先ほど申した通り基本的には0で抽出していただいて本当にもう、こんなの自明だよねってというようなものを三角っていう。
0:23:01	整理にするんだと思ってますで、前回の併任の時でもありましたけれども、例えば5条にマルつけて、四条三角っていうふうになってたんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:14	多分そこは四条も地盤なんかは全然、今回は関係ないから、だけど評価には評価というか設計には関係あるから三角だよねっていうふうに整理になるんだと思うんで、
0:23:24	今回もそういう考え方でいうと五条は周りになって43角とかでもいいのではないかと思うんでちょっとそこら辺は、
0:23:32	事業者側できっちり整理していただきたいと思うんですけども。
0:23:38	はい。原電の高林です。はい。今のコメント、はい、拝承いたします。確認であります、この、
0:23:48	今回五条については評価自体は変更はないんですが、実際に物が移るといことで、当然、そういった、
0:23:58	変更がないという確認を改めてしっかり行っているという事実がありますので、それを記載、
0:24:06	ですね記載ではなくて、そういった内容を踏まえて、5条については0の扱いにして、4条については、今回の工事の中では、純粹に既設のものをそのまま同じレベルで移設をすると。
0:24:21	いうところでですね、この地盤に対する地盤の評価に対する影響、建屋の重量というところで一切変更は見込ん神子2個、見込まれないといことで、バツとしているんですが、
0:24:35	そういった評価も踏まえた、踏まえているといことで、三角という形に見直すことで、はい、対応したいと思います。
0:24:47	規制庁の片桐そうですね他の条文についても基本はルーで考えていただいて、もうよっぽど何か、
0:24:58	同じ建屋内だから、津波とかいいよねとかそういう何かもう明白に誰が見ても、こんなの間今回あの説明いらぬよねっていうものを三角にするといった形で、
0:25:11	分類を見直していただきたいんですけど、ちょっと、抽出のところでもちょっと気になったんですけど例えば、
0:25:19	38条の原子炉制御室とカーなんですけど、
0:25:24	これって、原子炉制御室に該当しないから関係ありませんよっていう説明でバツがついてんすけど例えばですけどこのモニターからの、
0:25:33	何か警報が一信号を受けて警報が鳴ったりとか、例えば、物の状態を表示するとか、とか、そういうところで、38条って、
0:25:44	関係あったりはするのかなのかっていうところって、ちょっと、
0:25:51	原電の高林でございます。衛藤38条の原子炉制御室、こちらについては、おっしゃられる通り監視員のパラメーター関係ということ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:03	ことで実際に
0:26:05	この放出系のモニターというところは、入ってはくるんですけども今回の改造対象である換気系のモニター、
0:26:15	こちらについては、対象、明確な対象とはされておらなくてですねスタックモニターとか、そういった最終段のモニターそちらの技術基準の適合を受けるものとして、
0:26:27	ありますので、そちらの方が対象であれば、整理としては異なるんですけども、今回そのモニター、この申請対象、今回関係のモニターと、
0:26:39	いうことで、ここはバツということにしておりまして、今お話ありました、警報装置については、
0:26:48	右下 17 ページですね。
0:26:51	こちら
0:26:53	放射線管理施設のうち、
0:26:56	携行装置ということでこちらは明確に原子炉建屋放射能こちらを検出するモニターというものが、技術基準上書かれておりますので、
0:27:06	こちらで警報機能に関しては確認をしているという内容になってございます。
0:27:12	以上です。規制庁の岡田ですちょっと先ほどの件も絡むんですけども、ちょっとマル三角とかの見直しに含めて何か、
0:27:20	他の条文に対しても説明で何か追加できるようなものがあればちょっと追加いただくように検討をお願いします。
0:27:32	はい、原電、高林で承知いたしました。
0:27:37	あったしかない。そっか。
0:27:45	規制庁秋本です。1点確認なんですけど6、通しページの6ページの、
0:27:51	ところで、ちょっとよくわからなかったので、考え方を教えていただければと思うんですが、5条のところ、今回、この記載にしましたっていうことへの回答があったと思うんですけど。
0:28:03	これっていうのは、(2)で整理し、しますっていうのが書いてあるんですけど、他の条文って、結局これと、
0:28:11	同じ理由になるんじゃないかなってちょっと思ったんですけど、何か他の所、条文はこういう整理をしないっていうか、
0:28:18	何て言うんでしょう逐条で何か変えてく、(1)で整理していくっていうのは何か。
0:28:23	差分があるんですか、他の。
0:28:25	条文との、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:31	現在の高林でございます。
0:28:34	えっとですねその他、
0:28:39	今、今のご指摘は、継続性系統施設、今回の共通、
0:28:45	共通条文に関する、今五条を例にして今回修正というか変更しましたと いうことでご説明差し上げましたが、
0:28:54	その6条以降、例えば殊、今回の形でいうと15条あたりまでそういった ところは
0:29:03	共通的な施設系、共通の条文ということで考え、整理をしまして、そ ちらについては、計測線系統施設、
0:29:16	及び放射線管理施設、両方とも同等に、
0:29:22	なんすかね。装置の構成、放射線モニターの
0:29:26	装置の構成として、そこは
0:29:30	色分けするわけではなくてですね、
0:29:35	同じように記載をさせていただいているというところございまして、こ の耐震、地震による損傷の防止ということについてはですね、実際、こ れまでの申請の形としてですね、継続性系統施設では、
0:29:55	とですね、耐震について、5条についての申請が2018年の10月の時点 で、そこで分類をしていなかったというのがありまして、
0:30:08	今回の
0:30:10	検出器の移設に関する、そちらの監視パラメータという見方のところ で、
0:30:17	放射線管理施設側んところで、補耐震については識別をさせてもらっ て、識別をしたという形になってございます。
0:30:33	規制いただけないでしょうか。すいません。規制庁秋本です。何か
0:30:38	私の質問税単純で、
0:30:41	5条の整理行って、他の(1)の中でなんですけど、他のものって、結局 同じプリに、
0:30:50	なるんかなあって思ったんですけど、そ、そうではなくて、
0:30:57	五条だけは、(2)側で整理したくて、すご工場。
0:31:03	以外は、(1)で整理したい。その理由がちょっとよくわかんない。
0:31:12	(1)で整理しなきゃいけない。
0:31:16	理由が何かある。
0:31:26	はい。
0:31:28	今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:30	ちょっと今明確に回答と、ちょっと難しいので、持ち帰りですね、そう いった何だ、
0:31:42	この耐震に地震に関するところと同じような書き方で整理できるもの については、そういった形で記載をするということで
0:31:55	修正合わせて検討させていただきたいと思います。
0:32:00	規制庁秋本です
0:32:03	方だけなんかと便なんかここだけ整理が違うな、なきやいけない何か理 由があるんだったら別に直してもらわない必要はないので、
0:32:13	何ていうんでしょうこここれが何か妥当だっというところが説明できれ ば別に直さなくても大丈夫ですので伊藤くん何か勝手に直すってこと はしなくて全然大丈夫ですので、説明できるのであれば、
0:32:25	それで構わないので
0:32:27	何ていうんでしょう、私の質問はその五条だけ飛び抜けて、別の整理を している理由があるんだったら、それ説明してくださいってだけ。
0:32:36	なので、よろしく願いますと。
0:32:40	はい。
0:32:42	今野です。第1章は、原電の高林です。はい。伊藤の方、承知いたしま したので、まずこの五条だけというところでそのみで説明、
0:32:52	明確な回答ができるかどうか、それを含めて、その回答、確認の結果次 第で、他を見直すかどうか、そういったところまで併せて確認させてい ただきます。
0:33:15	規制庁脇本ですマスキングの箇所について確認したいので一旦ちょっと 停止いたします。
0:33:24	規制庁秋本です。わかりました。
0:33:27	私からは以上です。
0:33:43	規制庁の天田です。
0:33:45	衛藤。ちょっと今の、すいません片桐と秋本の件にも関連するんですけ ど、
0:33:53	ちょっとこっち、こちらの指摘のCがちょっと、何て言うんすかね。ち よっとあまり、コメントに対して、
0:34:03	回答がちょっと的確にやりとりができてなくて、ちょっとこれに時間が かかっている印象を受けていますと、で、
0:34:13	おそらくですね、多分例えば4ページのこの申請対象、
0:34:21	が、今、
0:34:23	計測制御系統施設と放射線管理施設になっていて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:28	その下に凡例として丸と三角が書いてありますけど、
0:34:34	これはおそらく最終的な結果として、
0:34:38	水防5区画の要目上の変更が、この二つの施設区分、
0:34:47	に該当するという、
0:34:50	考えのもとで、
0:34:52	6ページの下方で括弧一位で適用条文を整理し、
0:34:59	そして12ページで、(2)として放射線管理施設を、
0:35:04	整理していると。
0:35:06	いうことだと思うんですけど、そうすると、
0:35:11	先ほどから繰り返しあるように、
0:35:14	我々としては非常に、何ていうんすか。
0:35:17	限定的な
0:35:18	結果だけに着目して整理しているように見えますとか、
0:35:22	あとはその6ページ12ページのように、なぜじゃあこの二つの施設だけをわざわざ分けて、
0:35:30	それぞれ別個に適用条文の整理をするんですかと。
0:35:34	土肥氏、一つ、
0:35:37	申請全体としての適用条文の整理を、
0:35:41	するとか、
0:35:42	同じになるんじゃないかという話がありましたけど、
0:35:47	多分そういう
0:35:49	考えをされ、その辺がちょっとかみ合わないのかなと思ってます。で、
0:35:57	おそらくあれですよだから家結果だけに着目してこういう整理をということなんですけど。
0:36:04	これは、
0:36:06	コメントの25番ですかね、今回、あくまで、
0:36:11	変更認可申請ということなので、
0:36:14	当然、
0:36:16	最終的な結果が
0:36:19	イスイ防護区画の変更で、
0:36:21	そこ、その範囲だけにとどまる変更であればいいんですけど、
0:36:26	これまでずっと、設置許可への影響とか、
0:36:32	そういうところから議論していて、
0:36:35	そもそものそのモニターが持つ機能役割に対して、
0:36:41	他の施設なり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:43	他の機能に影響を与えないんですかっていうのをまず、ずっと議論してきて補足説明資料で説明いただいているわけですね。
0:36:53	先ほど何か細目、補足説明資料で説明してるから、
0:36:57	それを理由欄に書けばいいでしょうみたいな話ありましたけど、
0:37:01	その補足説明資料では大分、
0:37:04	今回やろうとしてる内容とか、
0:37:08	他への影響がないっていうことは、だんだん、
0:37:11	整理できてきましたと。
0:37:13	で今やろうとしてるのは、それを踏まえた上で申請上の扱いを、
0:37:19	どう整理しますかっていうことなので、
0:37:22	補足説明資料に書いてあるから、
0:37:24	それでいいでしょうということにはならないわけで、
0:37:28	申請書上、
0:37:30	どう影響しないということが、例えばこの4ページの三角の、
0:37:36	ここに書いてありますけど
0:37:39	明確に確認できるとか、
0:37:41	丸に書いてある
0:37:44	適合性を確認する必要があるとかっていうことだと思ってまして、
0:37:49	だからつまり、
0:37:54	前回もちょっと私言いましたけど、
0:37:57	設置許可への反映等影響ということであれば、
0:38:01	安全保護回路とか原子炉格納施設とか、
0:38:05	そちらの方でも、こういう本部変更にあたらないような設計変更をやることで、
0:38:12	それぞれの
0:38:14	施設の
0:38:16	或いは条文に対する影響はしないようにというような説明を、
0:38:22	されている。
0:38:25	当然
0:38:28	技術基準の方も、安全保護回路と安全保護装置とかですね
0:38:33	15ページの35条とか16ページの44条とか、
0:38:37	原子炉格納施設は、
0:38:40	菅
0:38:43	平均としてですね、主任として影響がないっていうことが、
0:38:48	同盟明確なんですかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:51	ということなんですけど、何かこれあれですよね明らかに例えばこれ、
0:38:57	次。
0:38:58	例えば、
0:39:02	もう全然関係ない、明らかに全然関係ない。
0:39:07	条文と全く同じ理由で
0:39:10	原子炉格納施設に該当しないためってそれだから放射線モニターだけに 着目して、
0:39:18	整理してるからこうなるというということなんですけど、というやりとり を、これまでずっとやらせていただいていると思ってるんですけど、そう いう
0:39:29	そもそもそのコメントの趣旨というか認識。
0:39:33	のギャップっていうかそ、そういうところはまず理解された上で、こう いう、
0:39:39	考えを示しているのか、それとも、
0:39:42	そののちょっと、
0:39:43	理解がちょっと、
0:39:45	ちょっと認識にそごがあったっていうことなのかそれどちらなんです か。
0:39:54	現在小林です。
0:39:56	今天野さんのご指摘を多分、
0:40:01	咀嚼できていないと。
0:40:03	思い、思いました。理解できてないというふうに今思いました。
0:40:09	この補足の1は、今の今までご説明した通り、
0:40:14	モニターの移設、
0:40:16	だけに着目して、各条文に対して○×三角を振っています。
0:40:24	天田さんのダムイメージは、そうではなくて、
0:40:28	改造工事を見たときに、
0:40:31	その設備機器が持つ機能、
0:40:35	で見てどうなんだっていう○×三角に、
0:40:38	すべきじゃないかっていう、そういう、
0:40:42	イメージご指摘ってことですか。
0:40:47	規制庁の天野です。おそらく下片桐が言ってるまずはすべて、0とを考 えた上で、明らかに明確に関係ない。
0:40:58	何が適切なのかあれですけど例えば、
0:41:02	何ですかね、全く何て言うんすか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:08	か、直接の火衛藤モニターが
0:41:16	附属する、その施設区分なり、
0:41:19	当然移設するから耐震性に影響があるとか、
0:41:22	そういうことではなくてもう全くおよそ関係ない。
0:41:27	ものはバツになるけれども、基本は0と考えて、
0:41:32	その上で、じゃあ、なぜ外す、外せるのかと。
0:41:36	いうところがその申請上ですね、補足説明資料じゃなくて、あくまで申請手続きの話をしているので、
0:41:44	申請本文なり検討書類で、
0:41:49	説明できるのかというそ、そういう議論を私してる、これまでやられてると思ってまして。
0:41:56	ちょっとその辺りが、
0:42:01	ちょっと認識のそごがあるのかなと思い、思ってますんで、
0:42:08	これちょっといろいろ公認のお作法とかそういうのあると思うんですけど、
0:42:15	例えば今回溢水防護区画の変更。
0:42:19	なんですけど、その溢水防護上の変更の適切性に加えて、
0:42:25	当然あれですよ
0:42:29	対象とするエリアの放射放射能高を、ちゃんともともと検出して、
0:42:36	隔離してSGTSで、
0:42:41	放射放射性物質を
0:42:43	放出するっていうその役割に対して影響を与えないっていうのは、
0:42:47	当然、今回の工事計画の変更で、
0:42:52	そのもともとの機能が変わらないっていうことは、確認しなければいけないと。
0:42:57	そこのも、当初の工事計画認可されている工事計画が、
0:43:03	今回のこの変更によってそういうもともとの機能についても、
0:43:07	影響がないということを確認しなきゃいけないっていうのこれ、これは当然のことだと思うんですけど、それが申請上どういう形で、
0:43:15	変更がないってことを明確に確認できるんですかと、補足説明資料じゃなくてですね。
0:43:21	というのが、
0:43:23	ちょっとはつきりと、
0:43:25	確認でき、できるんですかっていうそ、そういう問題意識だと思ってるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:35	いかがでしょうか。
0:43:37	元小林です。
0:43:40	確かにこちらで準備している資料は、モニター検出器の移設っていうところに着目して、
0:43:50	補足1であれば○×三角をつけて、
0:43:54	移設することに伴って、要目表の変更キョセキ方針の変更があるところを、申請対象として、申請をしているという、そういう整理をしております。
0:44:07	天野さんのおっしゃられる、
0:44:11	なんか、申請重畳ってところがちょっとまだ理解ができなくてですね。
0:44:20	すいません規制庁のものです。申請書よっていう、私が申し上げたのは、
0:44:26	補足説明資料で、いろいろ説明していただくとしても、それはあくまで、何ていうんですか。
0:44:35	補足説明資料でしかなくて、
0:44:39	申請上、
0:44:41	申請状態ってのは当然申請書とか、
0:44:44	申請書に添付する添付書類なりの、
0:44:49	御社の代表者で、
0:44:54	行政手続き法令上の手続きとして申請する図書ですね。
0:44:58	訴訟の中で、
0:45:00	補足説明資料で説明されてるような、
0:45:04	他条文なり、他の施設の機能に影響を与えないってことは、
0:45:11	当然何らかの形で確認ができないと。
0:45:15	それは、
0:45:16	当初の機能に対して、
0:45:19	逆に言うのですね申請対象として
0:45:23	安全保護回路は追加しなくていいんですかとか、
0:45:27	原子炉格納施設は追加しなくていいんですかとかさっき、原子炉制御室って話ありましたけど、
0:45:33	そういうところがなぜ、
0:45:35	変更がされなくていいんですかっていうのは、何らかの形で、
0:45:40	これまで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:42	そっちにはねないですよっていう確認を補足説明資料でやってきたと思ってるんですけど。
0:45:48	それがじゃあ、
0:45:50	大体、
0:45:52	やる内容わかりましたと。
0:45:54	それが申請書上、
0:45:58	どういう形で、
0:46:00	整理がされるんですかって今、次のフェーズに移ってると思ってまして。
0:46:05	それーが、この○×三角が確認、整理されないと、最終的にはあれですよ、申請書の内容が。
0:46:15	固まらないってということだと思ってますので、
0:46:18	これが例えばバツが0に変われば、
0:46:23	もしかしたら関連する添付書類なりが、
0:46:26	変わってくるっていうような、そういう議論をしてるんじゃないかと思ってまして。
0:46:31	ちょっと
0:46:33	だから、
0:46:35	対象とする。
0:46:38	範囲が、
0:46:40	結果だけに着目するのか。
0:46:43	何て言うんすか。
0:46:47	今回の変更。
0:46:50	変更工事に伴って影響を受けるところまでを含めて、対象にするのかのその認識の違いと、あと補足説明資料で説明してるから
0:47:01	それでよしとするというのか、いや、それだけで足りない、なくて、申請書上ちゃんと。
0:47:09	添付書類も含めて、
0:47:11	そこが変わらないということを確認。
0:47:14	するのかっていう、多分、大きく二つがちょっと認識がずれてるのではないかというふうに、ちょっと思ってるんですけども。
0:47:24	玄小林です。
0:47:28	今、申請させていただいてるところはおっしゃる通り、モニターを移設するという結果に基づいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:36	各条文の適合性を抽出して、丸と三角になったものに対しての、エビデンスとなった添付書類、
0:47:47	それについて申請書として変更ありませんという形で申請をさせていただいております。
0:47:53	今日今天野さんのご指摘でいくと、結果ではなくて、その設備が持つ機能として変更がないというところまでを確認する必要があるって、
0:48:06	それを補足1で抽出した上でそれが変更ないということ、
0:48:13	全部処理後の何とか添付書類しっかり変更ないっていうのも、申請書として添付するべきではないかという、そういうご意見だと理解したんですが、
0:48:23	いかがですか。
0:48:27	すいません規制庁の天田です。具体的に私、すいません来こう、こういう申請でこうすべきとまでちょっと申し上げてるつもりではなくて今の
0:48:38	これまでのやりとりのかみ合っていないところを、私なりにどこが、
0:48:45	ちょっとそのずれの原因なのかなということ、こういうところにずれの原因があって、
0:48:50	従ってギャップが認識、双方認識できてればですね、
0:48:58	申請、
0:49:01	今後の説明で、こういった形が影響がないとか、変更が、
0:49:09	必要ないとかっていうのを示せるんですかってのはそれはそれで考えていただければいい、いいと思うんですけど。
0:49:15	ちょっと今の説明だと、
0:49:18	今の整理だとちょっと、それが我々として確認できない。
0:49:23	じゃないですかっていうそういう状態にあるというふうに、
0:49:27	ちょっと何て言うんすか、補足を説明させていただいてるっていう趣旨なんですけれども。
0:49:35	元小林です。
0:49:37	例えば安全保護装置でもいいですけども、単純にバツとしているので、それが本当に変更がないんだよねって補足上でわかるんですけども、それが申請書では読めない。
0:49:49	今回の対象となる工事内容をかながみると、ここがバツであることをしっかり確認するのが、確認すべきものが申請上、諸申請書上で、
0:50:02	確認ができない状態ではないですかというふうに、
0:50:06	そういうことです。
0:50:07	ですから例えば、15ページの35条見ていただくと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:12	これ一、今回の放射線モニターの改造では安全保護装置に該当しないため、対象条文とならないと、この記載は放射線モニターに着目すれば、
0:50:24	施設区分としては、
0:50:26	これは放射線管理施設になるので、
0:50:30	安全保護装置に該当しないってそういうご主張ですよ。
0:50:34	要否判断はバツということなんですけれども、
0:50:38	ちょっと繰り返しになりますけど、今回の工事計画変更が本当に、
0:50:44	放射線モニターの
0:50:47	位置変更、改造で溢水区画の変更。
0:50:54	ただ形なんですかと関連するものは、
0:50:58	今まで補足説明資料でいろいろ説明いただいて、
0:51:02	他に影響がないってことは説明いただいたと。
0:51:06	そうすると
0:51:09	この4ページのマルで、
0:51:13	4ページの凡例で、今回の申請で適合性を確認する、する必要がある条文っていうので、
0:51:22	今、
0:51:22	適用、適用を受けない条文とバツと整理されてますけど、
0:51:27	本当に
0:51:29	安全保護装置が1例ですけど、
0:51:32	ここは、
0:51:34	適合性を確認。
0:51:36	する必要はないんですか。
0:51:39	という指摘をこちら側はしてきていると。
0:51:43	ということだと思ってますと、そういうことなんですけれども。
0:51:53	年齢の高林です。今の議論の中で例に挙げられた安全保護装置、そこについてだけについてなんですけれども、今の放射線管理施設が14ページの方、14ページでございます。すいません失礼しました。
0:52:09	10、15ページですね。
0:52:12	15ページのところでバツとなっておりますが、
0:52:15	安全保護装置、35条については、10ページの方ですね、継続性系統施設、こちらに絡んで、3角ということで、確認をしていると。
0:52:26	ということでございまして、実際その確認したエビデンスということで、添付書類9ということで、35条について、確認というものは、掲載させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:41	まず今議論の中で出たそのピンポイントのところだけですが、記載はあるということだけお伝えさせていただきたいと思います。以上です。
0:52:56	規制庁の天野です。わかりました失礼しましただから、これはだから、家、
0:53:02	家に着目して、要目表が変更になる施設区分が二つあり、かつ、それぞれの施設区分の
0:53:12	同ごとに、
0:53:14	適用条文を整理するとうなるっていうアプローチをされてるんですけども、
0:53:20	ちょっと以前指摘しましたようにな、なぜ(1)(2)で分ける必要があるんですかと。
0:53:26	そもそも、補カーの機能に影響がないという、
0:53:31	見方をするのであればむしろ、
0:53:34	全体として、
0:53:37	整理、
0:53:39	他の施設への影響がないかどうかも含めて整理をしていただく必要はないんですかっていう。
0:53:46	指摘をさせていただいたと思ってまして。そうするとおのずと秋本が言ってるように、全く同じにならないのかと。
0:53:54	というような議論に繋がるのかなと思うので、
0:53:58	ちょっとその辺りの多分、
0:54:01	何ていうかまだちょっと認識のそごが、
0:54:05	あって、
0:54:07	どう
0:54:09	整理していただくと、
0:54:11	ちょっとこちらのコメントに対して回答いただけるのかっていう。
0:54:17	なんかちょっと今のやりとりで、少し
0:54:21	クリアになるといいかなと思います。以上です。
0:54:58	原電の高林でございます。今の議論の中にあつた中心はこの補足1の中の表、こちらをまず、
0:55:08	今回申請対象申請対象施設であることで、計測系線系統施設と、放管スウェイ施設ということで二つに分けて、
0:55:24	述べさせてもらっているんですが、この形全課いいのを、RHRの配管の改造の時のですね、基本的にはその時の資料構成というものを踏襲して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:37	あとはですねその技術基準の適合性云々、確認する上で、その申請施設対象。
0:55:46	新節区分ごとに適用よ要否というところを判断しているというところが、社内のやり方としてありまして、そういった中でこういう形アウトプットとなっているんですけども、
0:56:00	そこが今回のように、同じ施設の中で、
0:56:05	その書かれているところが二つあってというところで分類が伝わりにくいというか、
0:56:14	わかりにくいというところ。
0:56:16	今ありましたのでこの
0:56:18	記載を分けるのが、いいのか悪いのか。
0:56:22	というところを、そこを一度考え、整理させていただけたらと思いますが、まずはそういったことでよろしいでしょうか。
0:56:32	で、
0:56:33	それですですね申請、申請書側で、その結果がどう見えるかというところなんですけれども、こちらの申請の対象
0:56:45	手順としては、この補足。
0:56:48	ー1のところですね、まずここで、その対象となる所条文、どういった内容が適用を受けるか、申請の対象となるかというところを出すために、
0:56:59	1個1個整理して、
0:57:04	申請対象が何かというところを出しておりますので、申請書側でそういったところがどういった形で見えるかというところについては、当然要目表が変更であれば要目表それが申請対象となります。
0:57:15	で、それに付随してですね、本文の中に基本設計方針、そちらがこちらの適用条文に関して、どういった設計になっているかというところを、
0:57:27	書いてございますので、そこで該当する箇所、基本設計方針の中で該当する箇所をピックアップしましてですね、それに対して変更ありませんというところは
0:57:39	申請書の中では下、結果として載せさせていただいておりますので、この補足説明資料は、その基本設計方針を抜き取る申請するにあたって、
0:57:51	何が必要かというところを整理するために、
0:57:54	行っているということになりますので、裏を返せば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:59	そこに載っているものは、こういった形で、関連するところは確認しましたと。で、今その説明の中で、今回足りない、説明が足りない見えな いところがあるとおっしゃってた。
0:58:13	かと思うんですけれども、そこについては今回まで
0:58:18	放射線モニターの検出器の移設というそこに
0:58:22	注視して、
0:58:25	やっているわけですがけれども、そこをもう少し広範に見て、この適合性 の確認、そういったところを、
0:58:33	を拾い上げる。
0:58:36	ううん。
0:58:37	べきなのかとそういったところ、
0:58:40	そこをもう一度整理する必要が
0:58:43	あるというところがご指摘なのかなと感じたんですけれども、いかがで しょうか。
0:58:50	はい。規制庁の天野です。
0:58:53	ご理解の通りだと思います。はい。
0:59:01	原電の高林です。
0:59:05	藤家ですね。その要否の判断○三角×、主に丸三角となるところという ことかと思うんですけれども、
0:59:15	今回の申請対象施設設備ということで、
0:59:21	確認した結果というところですね、その判別した結果というのがもう少し もう少しというかですね、十分にお示しできるような形で、
0:59:32	資料を見直すというか、全体的に、
0:59:35	もう一度、申し訳ありませんが整理させていただけたらと思います。以 上です。
0:59:44	清当間です。はい。よろしく申し上げます。
0:59:50	規制庁ウエダです他に何かありますか。
0:59:54	藤。
0:59:56	等、原電さんから何かありますか。
1:00:02	江藤。
1:00:03	東海第2発電所さんから何かありますでしょうか。
1:00:13	はい。東海林発電所です。こちらから特段コメントはございません。
1:00:19	承知しました。
1:00:20	それでは、本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがと うございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。